

大阪市建築審査会条例

制 定 昭和 31. 10. 1 条例 40
最近改正 平成 28. 3. 2 条例 11

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 83 条の規定に基づき、大阪市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事及び委員の任期その他審査会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 審査会は、7 名の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(招集)

第 4 条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、会長が招集する。

- (1) 市長から法の規定に基づき同意を求められたとき
- (2) 法の規定に基づき審査請求があつたとき
- (3) 市長の諮問があつたとき
- (4) その他会長が必要と認めたとき

(議事)

第 5 条 会長は、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門調査員)

第 7 条 審査会に、専門の事項を調査させるため専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験者又は市職員のうちから市長が委嘱し又は命ずる。

(幹事及び書記)

第 8 条 審査会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が命ずる。

3 幹事は、会長の指揮を受けて会務を処理する。

4 書記は、上司の命を受けて庶務に従事する。

(委任)

第 9 条 この条例で定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 31 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 32 年 8 月 8 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 33 年 4 月 1 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 35 年 3 月 10 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 44 年 6 月 8 日条例第 27 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)の施行日前においては、この条例による改正後の大阪市建築審査会条例第3条の規定の適用については、同条第1号中「第44条第2項」とあるのは、「第44条第3項」と「第59条の2第6項」とあるのは、「第59条の2第7項」とする。

附 則(昭和45年12月1日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月2日条例第11号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。